

大崎クールジェン株式会社「酸素吹石炭ガス化複合発電実証試験発電所設置計画
環境影響評価書」に係る確定通知について

平成24年11月28日
経済産業省

当省は、大崎クールジェン株式会社「酸素吹石炭ガス化複合発電実証試験発電所設置計画環境影響評価書」（以下「評価書」という。）について審査した結果、電気事業法第46条の17第2項の規定に基づき、本日、大崎クールジェン株式会社に対し、評価書の変更を要しない旨の通知（確定通知）を行った。また、当省は電気事業法第46条の18第1項の規定に基づき、確定した評価書の写しを環境大臣宛てに送付する。

なお、確定通知を受けた大崎クールジェン株式会社は、同条第2項の規定に基づき、広島県知事に対し評価書を送付するとともに、環境影響評価法第27条の規定に基づき公告及び縦覧（1か月間）し、住民へ周知することとなる。

（これまでの環境影響評価に係る手続き）

環境影響評価方法書受理	平成21年 8月 3日
住民等意見の概要受理	平成21年10月 2日
広島県知事意見受理	平成21年12月24日
経済産業大臣勧告	平成22年 1月29日
環境影響評価準備書受理	平成24年 2月13日
住民等意見の概要受理	平成24年 4月12日
広島県知事意見受理	平成24年 8月 8日
環境大臣意見受理	平成24年10月26日
経済産業大臣勧告	平成24年11月 6日
環境影響評価書受理	平成24年11月19日

問い合わせ先：電力安全課 田所、樫福
電話03-3501-1742（直通）